

警察本部
警察学校
警察署

交通機動隊の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和47年5月12日

三重県警察本部長 佐藤 信

交通機動隊の運営に関する訓令

改正 昭51県本部訓令第18号、昭55第12号、平元第10号、平7第11号、平8第12号、平16第3号、平19第12号、平21第12号、令元第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察の組織に関する規則(昭和41年三重県公安委員会規則第2号)第23条の規定により交通部に置く交通機動隊の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交通機動隊は、主要道路における交通の安全と円滑及び道路の交通に起因する障害の防止を図るため、交通取締用乗用自動車及び交通取締用自動二輪車(以下「白バイ等」という。)により、交通指導取締りを行うことを主たる任務とする。

(編成等)

第3条 交通機動隊の編成及び活動区域は、別に定めるところによる。

(分駐所)

第4条 交通機動隊の効率的な運営を図るため、分駐所を設ける。

2 分駐所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(隊員の選考)

第5条 交通機動隊員(以下「隊員」という。)のうち、小隊長以下の隊員は、次の各号に掲げる基準に従い選考する。ただし、小隊長及び分隊長の選考については、年齢制限を超えることができる。

- (1) 原則として年齢30歳未満で身体強健な者であること。
- (2) 三重県警察の車両運転技能認定に関する訓令(平成27年三重県警察本部訓令第22号)第12条に定める、一般運転技能及び白バイ運転技能が現に2級以上の者又は隊員に任命後、2級を取得できる見込みの者であること。
- (3) 実務経験2年以上で、勤務成績が優良であること。

(信条)

第6条 隊員は、次の事項を信条として服務しなければならない。

- (1) 職責の自覚
- (2) 安全運転の励行
- (3) 適正公平な職務執行
- (4) 関係法令の研さん
- (5) 運転技能の向上

(勤務の種別)

第7条 交通機動隊の勤務の種別は、交通指導取締り、車両の点検整備、教養訓練及び事務処理とする。

(勤務制)

第8条 交通機動隊の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 交通機動隊長（以下「隊長」という。）及び副隊長 通常勤務
- (2) 小隊長以下の隊員 一部毎日勤務又は毎日勤務

(勤務時間の割振り)

第9条 毎日勤務に従事する隊員の勤務時間の割振り等は、別表第2のとおりとし、隊長が別に定める輪番制により、これに充てるものとする。

(勤務時間割)

第10条 隊員の勤務区分ごとの勤務時間は、別表第3の基準に従い隊長が定めるものとする。

(勤務計画)

第11条 隊長は、毎年12月20日までに翌年の交通機動隊勤務基本計画を立て、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 隊長は、毎月25日までに、交通機動隊勤務計画表（様式第1）により、翌月の勤務計画を立て、本部長に報告しなければならない。

(交通法令違反の処理)

第12条 隊員が取り扱った交通法令違反事件は、交通機動隊において処理する。ただし、隊員が取り扱った交通法令違反事件に刑事事件が関連している場合は、隊長は速やかに、関係書類とともに所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(交通事故等の措置)

第13条 隊員は、職務執行中、交通事故又は犯罪事件（交通法令違反事件を除く。）を認知したときは、被害者の救護、現場保存等必要な応急措置を講じた後、速やかに所轄警察署に引き継ぐものとする。

(連絡協調)

第14条 隊長は、交通部各課長及び各警察署長と常に緊密な連絡を保ち、交通指導取締りの総合的かつ効果的な推進に努めなければならない。

(教養訓練)

第15条 隊長は、隊員に対し、職務執行上必要な教養訓練を行わなければならない。

(整備点検)

第16条 隊長は、常に白バイ等の整備に意を用い、毎月1回以上白バイ等の整備状況を点検しなければならない。

(隊日誌)

第17条 交通機動隊に隊日誌(様式第2)を備え、毎日の活動状況を記録するものとする。

(勤務日誌等)

第18条 小隊長以下の隊員は、毎日の勤務終了後、その結果を勤務日誌(様式第3)に記載して、隊長に報告しなければならない。

2 小隊長以下の隊員は、毎月の勤務状況を前項の勤務日誌に取りまとめ、翌月5日までに、隊長に報告しなければならない。

(報告)

第19条 隊長は、月間における交通機動隊の活動状況を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和47年3月11日から施行する。

2 交通機動巡ら隊設置に関する訓令(昭和35年三重県警察本部訓令第32号)は、廃止する。

附 則 [昭和51年9月10日 三重県警察本部訓令第18号]

この訓令は、昭和51年9月21日から施行する。

附 則 [昭和55年9月1日 三重県警察本部訓令第12号]

この訓令は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則 [平成元年6月22日 三重県警察本部訓令第10号]

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 [平成7年10月31日 三重県警察本部訓令第11号]

この訓令は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 [平成8年10月14日 三重県警察本部訓令第12号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成16年3月16日 三重県警察本部訓令第3号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成19年3月22日 三重県警察本部訓令第12号]

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年3月31日 三重県警察本部訓令第12号]

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [令和元年11月7日 三重県警察本部訓令第14号]

この訓令は、令和元年11月7日から施行する。

(別表及び様式省略)